**（２０１９年度入学　学部新入生）**

**入学料免除，入学料徴収猶予及び授業料免除について**

以下の申請資格のいずれかに該当する者は，入学料免除，入学料徴収猶予又は授業料免除の制度を受けることができます。

（１）　免除，猶予の種類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 入学料免除 | 入学料徴収猶予 | 授業料免除 |
| ※申請資格 | ①，② | ①，②，③ | ①，②，③ |
| 配付期間 | 合格発表後～入学手続を行う前 | | 合格発表後  ～平成３１年４月１日（月） |
| 提出期間 | 平成３１年３月７日（木）～平成３１年４月５日（金） | | 平成３１年３月７日（木）  ～平成３１年４月５日（金） |
| 備考 | ※１）先に学生支援センターにて「申請書類」と「入学料免除・徴収猶予申請受理通知書」を受け取った上で，入学手続を行うことになります。入学手続の際には，「入学料納付証明書貼付票」の代わりに「入学料免除・徴収猶予申請受理通知書（入学手続用）」を提出してください。  ※２）配布及び提出期間の最終日の受付は１７時までとなっております。 | | 配付及び提出期間の最終日の受付は１７時までとなっております。 |

※申請資格　① 入学前１年以内に学資負担者が死亡した者

　　　　　 　② 入学前１年以内に本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた者

　　　　　 　③ 経済的理由により納付期限までに入学料，授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者

（２）　申請書類の請求方法

(窓口の場合)

長崎大学学生支援センター窓口で申込み用紙を記入し，請求してください。

(郵送の場合)

郵便番号，住所，氏名を明記し郵便切手(普通料金250円分)を貼付した返信用封筒（定形外角形２号封筒）に「入学料免除等申請書類在中」，「授業料免除申請書類在中」と朱書きし，受験番号，学部名，氏名，電話番号を明記したメモを同封し，学生支援センターへ郵送してください。

（３）　提出書類

上記（２）により取り寄せた「入学料免除等申請書類」又は「授業料免除申請書類」に基づき申請に必要な書類を揃え，申請してください。必要な提出書類が何かについて、個別でのお電話による問い合わせはお断りしております。長崎大学

ホームページの「2019年度　入学料・授業料免除等申請における申請要領について」をご覧ください。

（４）　注意事項

　　申請者の中から選考のうえ予算の範囲内で免除者を決定するため，必ずしも免除（徴収猶予）になるとは限りませんので、ならなかった場合の方策についても，必ず考えておくようにしてください。

入学料納付後，授業料納付後の書類配付・申請受付は行っておりません。また，いかなる理由があっても，期間終了後の書類配付・申請受付は行いません。なお，納付後の入学料及び授業料については返還できません。

申請期限間近には，多数の申請により窓口が大変混雑しますので，余裕を持って申請するようご注意ください。

（５）　その他

① 申請書類提出先（問い合わせ先）

〒８５２－８５２１ 長崎市文教町１番１４号 ℡（０９５）８１９－２１０５

長崎大学学生支援部学生支援課（学生支援センター内 経済支援コーナー）

② 提出方法 窓口へ持参してください。 （※郵送不可）

◇◇　平成３０年度以降の入学者について以下のとおり取り扱います　◇◇

日本学生支援機構の給付型奨学金を受給する者が授業料免除申請をした場合は，全額免除となります。

高校等から進学した住民税非課税世帯及び社会的養護が必要な者についても，１年次及び２年次については

給付型奨学金を受給する者に準じた扱いとします。（授業料のみ）なお，２０２０年度以降については新たな制度となる予定です。